

改正

平成25年3月18日規則第9号

平成25年10月1日横書き施行

平成31年3月25日規則第10号

佐倉市建築審査会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市建築審査会条例（平成15年佐倉市条例第49号）第6条の規定により、佐倉市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第2条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査会の審議する専門的な事項について、専門知識を有する者の意見を求めることができる。

(会議録)

第3条 会長は、市職員に会議の概要及び出席者を記載した会議録を調製させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は公開とする。ただし、会長又は委員の過半数が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(公印)

第5条 会長の公印の名称、様式、寸法、書体、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日規則第9号抄）

(施行期日)


1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる本庁機関に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって当該右欄に掲げる本庁機関に勤務を命ぜられたものとする。

建築指導課	建築住宅課
-------	-------

別表（第5条関係）

名称	様式	寸法	書体	管守者	個数
佐倉市建築審査 会会長之印		方21ミリメ ートル	てん書	都市部建築 住宅課長	1

附 則（平成31年3月25日規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。